

ネオン管灯設備設置届出書

1 内 容

設備容量が2キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備を設置しようとするときに使用します。

【根拠条文条例第14条、条例第44条第13号、施行規則第7条第3号】

2 手続き

- (1) 予防課予防係（新城市消防防災センター2階）にあらかじめ提出します。
- (2) 提出部数は1部とし、控えを必要とする場合は、必要部数を提出します。
- (3) 必要に応じ実地調査が行われます。

3 記入上の注意

- (1) 届出者
設置する建物の所有者、管理者又はネオン管灯の所有者
- (2) 設備容量
KVA単位でネオン管灯ごとに記入して、合計容量も記入します。

4 添付資料等

- (1) 設置場所付近図、平面図
- (2) ネオン管灯設備の配線図
- (3) 姿図（支枠や近接する取り付け材の材質を記入）

法 →消防法（昭和23年法律第186号）

政令→消防法施行令（昭和36年政令第37号）

規則→消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）

条例→新城市火災予防条例（平成17年条例第236号）

施行規則→新城市火災予防条例施行規則（平成17年規則第177号）